

青森県内部統制基本方針

この基本方針を地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針と定め、県民に信頼される県政運営を推進します。

1 内部統制の目的と取組の方向性

県民の福祉の増進を図ることを基本とする県の組織目的をより着実に達成するためには、内部統制制度の導入により、その目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することが必要です。

そこで、次の目的を掲げ、内部統制に組織的かつ継続的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

限られた行財政資源を有効に活用し、成果の最大化を図るため、業務に潜むリスクを把握及び管理し、業務を改善するなどの対応策を講じ、効率的かつ効果的な業務の遂行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算・決算等の財務報告等は、県政運営の状況を把握する上で重要な情報であり、高い信頼性が求められることから、報告の作成におけるリスクへの対応策を講じ、適正に作成することにより、財務報告等の信頼性の維持・向上に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守は、適正な職務執行の確保の基礎となることから、職員の法令遵守意識の徹底を図り、職員一人ひとりが業務に関わる法令等を理解・遵守し、適正な業務の執行に努めるとともに、相互けん制機能の向上に取り組みます。

(4) 資産の保全

県が保有する財産等について、適切な手続きの下で、取得、管理及び処分を行うことにより、資産の保全に取り組みます。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」とします。

3 内部統制の取組体制

内部統制が有効に機能するよう、内部統制の推進体制及び評価体制を構築し、組織的に取り組みます。また、必要に応じて、評価結果等を踏まえた取組内容の改善を図っていきます。

4 内部統制の評価報告書の公表等

毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について評価し、議会に報告するとともに、県民に公表します。

5 監査委員との連携

内部統制をより効果的に推進していくため、情報共有や意見交換等による監査委員との連携を図ります。